

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第4号（外部結合、その他）

（担当部課：地域振興部地域コミュニティ課）

事業の概要

事業名	自衛官等募集事務
担当課	地域コミュニティ課
目的	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため
対象者	自衛官及び自衛官候補生を採用する年の4月1日時点において、満18歳または満22歳の日本国籍を有する区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、自衛官募集事務の一部について、地方自治法第2条及び自衛隊法97条に基づく法定受託事務を行っている。</p> <p>近年の自衛官及び自衛官候補生に関しては、募集対象者が年々減少しつつあり、募集環境がますます厳しくなっている。今後、自衛官及び自衛官候補生に関する効果的な募集事務に資するため、自衛隊東京地方協力本部より都内区市町村に、募集対象者に関する情報提供の依頼があった際には、自衛隊法施行令第120条に基づき、自衛隊東京地方協力本部に募集対象者の情報提供を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供にあたり、本人からの申出により、提供を希望しない者を対象から除く運用とする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>自衛隊東京地方協力本部への情報提供を希望しない者からの申し出を受け付けるため、L o G oフォームに外部結合を行う。</p> <p>なお、本事業の電子申請において、マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用することから、個人情報保護管理運営会議に付議する。</p> <p>(2) その他</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集対象者として自衛隊東京地方協力本部が指定した者について、住民基本台帳から基本情報（氏名、住所）を抽出し、紙媒体（宛名シール）にて、自衛隊東京地方協力本部へ提供を行う。</p> <p>※ 本件は、法令（自衛隊法施行令第120条）に基づく情報提供であるため、個人情報保護法第69条第1項に該当し、本会議の審議事項から除外される。しかし、今回の情報提供にあたり、対象者が提供を希望しない場合は、その者を提供対象から除外する運用を行うため、管理運営会議要綱第3条第4号「その他、保有個人情報の適正な管理に関し、会長が必要であると認める事項」に該当するものとして、本会議に付議する。</p>

<p>3 対象者数（令和8年1月時点） 来年度22歳になる人 2,566人 （平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの日本国籍を有する区民） 来年度18歳になる人 1,698人 （平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの日本国籍を有する区民）</p>

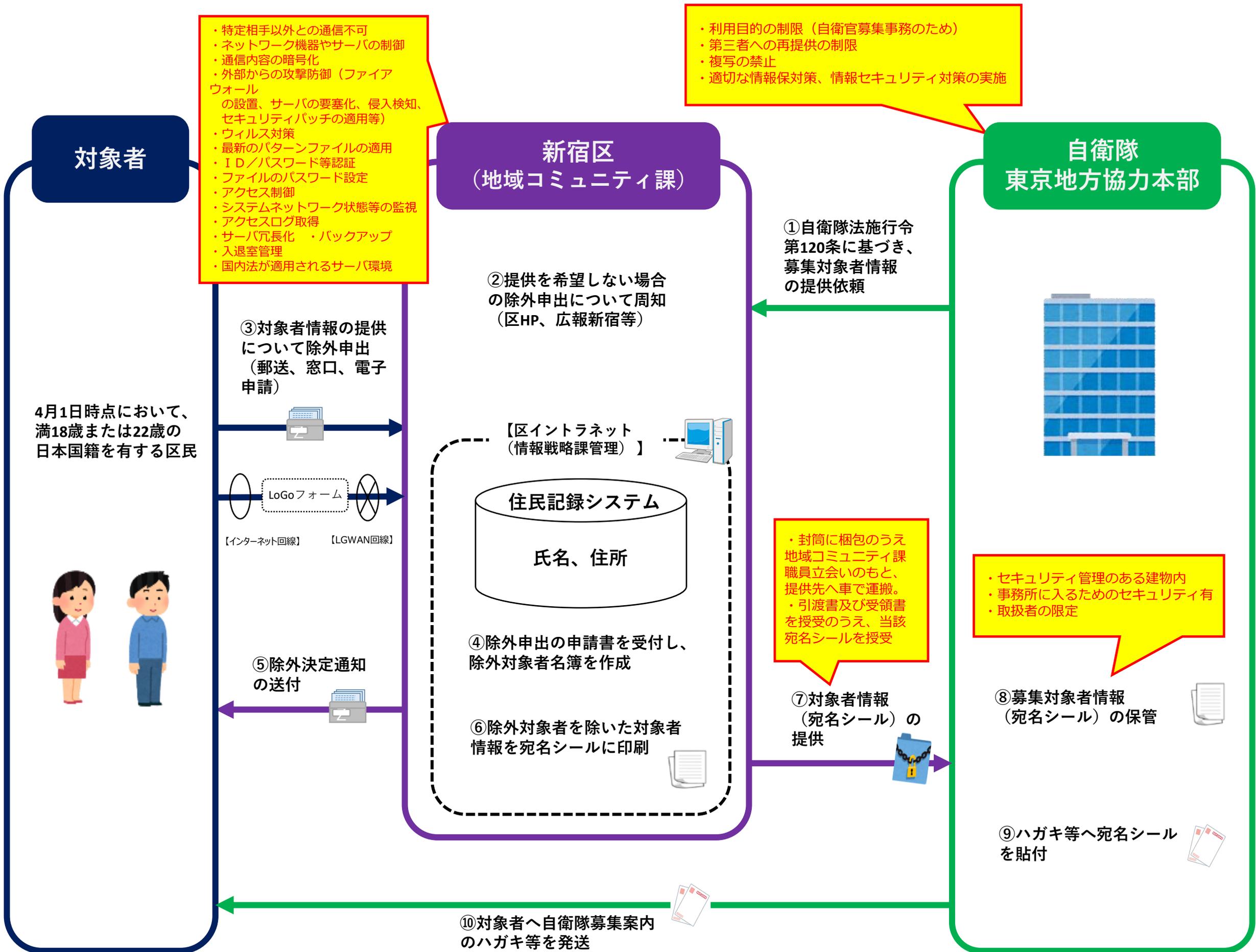
※個人情報の流れは、資料52-1のとおり

件名 自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合について

保有課 (担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	自衛官等募集事務
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	氏名、住所、生年月日、電話番号、提供しない申出
結合の相手方	株式会社トラストバンク
結合する理由	当該電子申請サービスは、東京都及び都内の自治体が共同調達・利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現しているため。また、同サービスを活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続きが可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、当該電子申請サービスの提供がされるクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提供について

保有課 (担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	自衛官等募集事務
登録業務の目的	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため
情報提供の相手方	自衛隊東京地方協力本部
情報提供を行う理由	自衛官募集対象者が年々減少し、自衛官の募集環境はますます厳しくなっている中、国民の命と暮らしを守るため、質の高い人材の確保や自衛官の活動に対する幅広い理解を得ることが求められるため。
情報提供を行う情報項目	氏名、住所
情報提供を行う際に使用する記録媒体	紙媒体 (宛名シール)
情報提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり (覚書の取り交し及び情報の提供に関する要綱も制定を予定)
情報提供の時期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (次年度以降も、自衛隊東京地方協力本部からの依頼に基づき、同様の外部提供を行う。)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	—



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	個人情報保護対策
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

情報提供にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば○	情報保護対策
<p>情報保護対策 【運用上の対策】</p>	○	<p>担当課の保護管理者は、他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。</p>
	○	<p>担当課の保護管理者は、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。</p>
	○	<p>担当課の保護管理者は、提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。 (1)利用目的又は方法の制限 (2)取扱者の範囲の限定 (3)第三者への再提供の制限又は禁止 (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定 (5)取扱状況に関する所要の報告の要求 (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。 (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施</p>
	○	<p>担当課の保護管理者は、必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。</p>
	○	<p>担当課の保護管理者は、提供する個人情報の取扱者を指定する。</p>